

日行連発第 500 号  
令和 4 年 7 月 27 日

各単位会長様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
国際・企業経営業務部  
部長 水野 晴夫

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの  
連携依頼について

平素より本会の運営にご理解ご協力いただき御礼申し上げます。  
標記の件につきまして、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）より NEDO が選定した助成対象企業への助成金給付に際しての企業側支援に係る連携依頼（「経理カタライザー」候補者の推薦等）がありました。

詳細については下記及び別添を参照いただき、本事業におけるご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「経理カタライザー」候補者の推薦に係る協力について

NEDO では、企業や大学が行う「エネルギー・地球環境問題の解決」や「産業技術力の強化」を目的とした技術開発に対し、助成金などの交付を通じて支援を行っております。

今般、そのような企業に対し、助成金の交付や経理処理に関する相談、労務管理費等費用計上の確認、証拠書類・現物確認（実地）等の事務的支援を行う「経理カタライザー」として行政書士の推薦に関する協力依頼を受けました。

NEDO の事業は経済産業省の予算に基づき実施される事業で、順次進められるとしております。「経理カタライザー」への基本的な委嘱希望人数、地域、期間等については、現時点では未確定ですが、各単位会におきましては、予め会員への告知をしていただくなど、「経理カタライザー」候補者の推薦に向けた事前準備をお願いいたします。

なお、今後「経理カタライザー」に関する新たな情報（求められる資質等）を得た場合は、適宜ご連絡させていただきます。

2. 研究開発型スタートアップ企業の支援等への取組に係る協力について

研究開発型スタートアップ企業に対して、NEDOが行う助成事業等の紹介などについても協力依頼を受けており、具体的取り組みについては改めてお知らせいたします。

以上

別添：研究開発型スタートアップ企業等への支援に係る連携の依頼につきまして

2022 年6月 28 日

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊 殿

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
イノベーション推進部長 吉田 剛

### 研究開発型スタートアップ企業等への支援に係る連携の依頼につきまして

平素より弊機構の業務に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

弊機構(略称「NEDO」)は、経済産業行政の一翼を担う日本最大級の公的技術開発マネジメント機関として、「エネルギー・地球環境問題の解決」と「産業技術力の強化」という二つのミッションを掲げ、企業や大学などにおける技術開発を推進しています。中でも、イノベーションの新たな担い手を発掘し、新規産業の創出につなげるため、「研究開発型スタートアップ企業の育成」に取り組んでおり、技術のシーズ段階からその事業化までの一貫した支援を、助成金の交付などを通じ、これまで実施してきました。

加えて、政府としては、今年度を「スタートアップ創出元年」と銘打ち、日本経済全体を浮揚させ、国際的な競争力を取り戻す上で最も重要な課題として、スタートアップ企業の創出に取り組んでいくことを掲げており、今後、ますます当該支援に係る取組を強化していく必要があります。

当該事業としては全国各地での採択の見込みで全国対応が必要であるため、貴連合会及び各都道府県行政書士会の皆様のご協力を賜りたく、下記のような連携をお願いしたいと存じます。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、何卒よろしく願いいたします。

### 記

1. 「経理カタライザー(助成金交付相談員)」候補者の推薦に係るご協力。
2. その他、研究開発型スタートアップ企業の支援等への取組に係るご協力。  
(弊機構助成事業等の紹介など)

以上

責任者:イノベーション推進部長 吉田
担当者:スタートアップグループ 中出
連絡先: <a href="mailto:nakadetmh@nedo.go.jp">nakadetmh@nedo.go.jp</a>

## 研究開発型スタートアップ企業とは？

中小企業の中でも、先進的な技術シーズをもとに、**社会課題の解決**や**革新的なビジネスモデルの創出**に**挑戦し**、**短期間で高い成長を目指す**企業のことを言います。政府としても「スタートアップは、経済成長と社会課題解決の主な担い手」（総合科学技術・イノベーション会議）と位置付け、大きな期待を寄せており、**将来の我が国経済の牽引役**として大きな可能性を秘めています。

## NEDOでの取組

NEDOでは、この研究開発型スタートアップ企業に対して、その起業から技術開発、社会実装に至るまでの活動に必要な資金の助成等を通じて支援を行っています。この支援の一つとして、特定の技術分野や、知的財産の管理、企業経営、法務など各分野の専門家を「**カタライザー**※」として委嘱し、どうしても人材や経験が不足しがちな**スタートアップ企業のサポート役**として派遣する取組も行っていきます。

※技術カタライザー、事業カタライザー（学識経験者、起業家、投資家 他）

**経理カタライザー**（行政書士、行政機関OB 他）

## 行政書士の皆様方へ期待すること

特に、起業後間もないスタートアップ企業は、会社の経理処理もままならず、助成金の交付に係る事務手続きも不慣れであることから、このサポート役が求められています。そこで、行政書士の皆様方にはNEDOカタライザーの中でも、助成金交付に係る相談、事務的支援を行っていただく「**経理カタライザー**」に就任していただきたいと考えています。

NEDO助成事業の支援を通じて、社会課題の解決のため急成長を目指すスタートアップ企業に寄り添い、その活動を積極的にサポートしていただける、以下のような方のお力添えを求めています。

- ✓ 経理に明るい方（特定の資格等は不要です）
- ✓ サポート対象の企業が扱う技術分野に興味を持って頂ける方（技術的な知見は不要です）
- ✓ スタートアップ企業とNEDOとの橋渡し役（連絡・相談をスムーズに）を果たして頂ける方
- ✓ 支援活動を通して共に成長する気持ちを持って頂ける方

### スタートアップ

先進的な技術やアイデアをもとに、市場やビジネスモデルの創出に挑戦し、**短期間**での**急成長**を目指す若い企業。

### 助成先事業者

- ・事業（研究開発）の遂行
- ・事業計画・予算管理
- ・経理処理（月次経理業務等）
- ・報告書・証拠書類等の作成

報告・提出

検査・支払

相談・確認

助言・確認

- ・事業遂行の管理
- ・経理処理の説明・指示
- ・検査の実施（中間・確定）
- ・交付金の支払い

NEDO

委嘱

報告

- ・経理処理における助言
- ・労務費等費用計上の確認
- ・証拠書類・現物確認（実地）
- ・NEDOへの報告（書面）

経理カタライザー

- ・委嘱：会員様個人に対し、NEDOから「**経理カタライザー**」として委嘱。
- ・業務：助成先事業者（スタートアップ）が助成金の交付を受ける際に必要となる経理書類や証拠書類の準備等への助言・確認を通じて、**NEDOが行う検査業務を支援**。NEDOには月毎にレポート。
- ・謝金：**月7万円**（含 交通費）
- ・任期：委嘱日から翌事業年度末まで（初回は約2年、以後年度更新）

### 研究開発型スタートアップ支援事業

研究開発活動への助成金の交付等を通じてスタートアップの成長を支援。

## 「経理カタライザー」の委嘱内容等につきまして

## 1. 目的

助成金の執行ルールや経理処理業務等に不慣れな助成事業者に対し、機構職員に代わり、助成金の経費計上に係る指導や、助成金の実績確認に必要な証拠書類等の準備に係る助言及びNEDO検査前の事前確認を実施することにより、助成事業者における助成金の適正な執行に資することを目的とします。

## 2. 委嘱業務内容：

- ①助成事業者の証拠書類等については、助成事業においてNEDOが行う検査で必要となることから、事務処理マニュアル等に照らし、助成事業者で行っているこれらの準備・作成状況を確認し、必要に応じて助言を行ってください（メール・電話を介して実施）。
- ②特に、労務費に関しては、助成事業者が作成する「従事日誌」等につき、関係する証跡（助成先の就業カレンダー、出勤簿、タイムカード等）と突合し、NEDO助成事業に従事した時間が正しく計上されているかを確認してください（同上）。
- ③原則、月1回程度、助成事業者の事業実施場所等を訪問し、証拠書類等の作成・ファイリング状況の確認、購入装置の現物確認等を実施することで、適切に経理処理が行われ、NEDOの検査に臨めるよう、その確認や助言等を行ってください。
- ④なお、実施した助言・確認等の結果（実施内容・課題事項）は、所定の様式にて、実施月の翌月10日迄に、書面にて報告していただきます。
- ⑤上記の助言・確認等において、判断に迷う場合には、NEDOに相談した上で対応するようにしてください。

## 3. 委嘱条件等

- ①委嘱期間：委嘱の日から翌事業年度の末日まで（以後、年度毎更新）
- ②謝金： 1回70,000円（月額）
  - ・2社程度を想定し、年間10ヶ月程度（3社以上担当する場合は応相談）
  - ・月末締め翌月払い（報告書提出以降）
- ③旅費・交通費
  - ・原則、支給しません。（謝金額に内包）
  - ・ただし、業務上、出発地からの移動距離が片道100kmを超える場合には、NEDO内規に基づき別途支給します。（管理職級相当）
- ④留意事項
  - ・利益相反の観点から、助成事業者から経理業務等を受注しないでください。